

東海市告示第57号

令和6年度東海市予防接種健康被害者見舞金交付要綱を次のように定める。

令和6年4月1日

東海市長 花 田 勝 重

令和6年度東海市予防接種健康被害者見舞金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種が原因で健康被害を受け、疾病又は障害の状態にある者（以下「健康被害者」という。）に対する見舞金の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 見舞金の交付の対象となる者は、当該年度内に、予防接種法（昭和23年法律第68号）第15条第1項及び予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）附則第3条第1項の規定により東海市長が行う医療費、医療手当、障害児養育年金又は障害年金の給付を受けている健康被害者（以下「対象者」という。）とする。

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、対象者1人につき年額1万5千円とする。

(見舞金の交付)

第4条 見舞金の交付は、3月に行うものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。